

令和 8 年度 太子町学童保育園入園のご案内

利用を検討中のみなさまへ

令和 8 年度より学童保育園の運営を(株)明日葉に民間委託します。

公立学童であることは変わらず、運営のみを委託するものですが、急な環境変化などによる児童への負担に十分配慮するため、運営の方針や環境に大きな変化はありませんのでご安心ください。

学童保育とは

小学校児童で、放課後保護者が就労や病気などの理由で家庭にいない場合（一定の要件の下、自営や自宅療養を含む）に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を行うことを目的とする制度です。

- **対象児童** 太子町立小学校 1 年生から 6 年生までの留守家庭児童

- **申込に必要な書類**

- ①入園申請書兼保育児童台帳（児童 1 人につき 1 枚必要です。）

兵庫県パートナーシップ制度に届出をされている方は保護者として申請可能です。

- ②就労証明書

※保護者 1 人につき 1 枚必要です。（父母、65 歳未満の同居の祖父母は申立書）

※自営業の人は確定申告書・開業届・営業許可証など個人事業を営んでいるこ

とがわかる書類の写し、自営業専従者は従事が確認できる直近の確定申告書、源泉徴収票などの写しをあわせて必要です。

- ③学童保育園誓約書（重要事項確認書） ※児童 1 人につき 1 枚必要です。

- ④疾病、障害の場合…疾病等申立書、診断書、障害者手帳等の写し

- ⑤介護、看護の場合…介護看護申立書、障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し

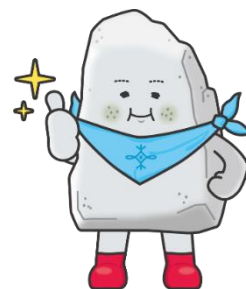
- **申込の受付期間・場所・時間**

受付期間	令和 7 年 10 月 14 日（火）～令和 7 年 11 月 14 日（金）
受付場所	こどもえがお課（行政棟 2 階） 8：30 ～ 17：15（土・日・祝日を除く）
時 間	各学童保育園 13：00 ～ 19：00（土・日・祝日を除く）

- **入園の決定・保留（待機）** 令和 8 年 1 月下旬に郵送で通知します。

注 意 事 項

- ① 定員超過及び支援員不足の場合は、低学年から保育の必要性の高い方を優先させていただきます。
- ② 特別な支援が必要な児童については、集団生活が可能で、現在の教室・設備・支援員で対応が可能な場合入園決定させていただきます。
- ③ 令和 7 年度以前の保育料、おやつ代・教材費に滞納がある場合は、令和 8 年度の入園はお断りする場合があります。また、入園決定後に滞納した場合も同様です。
- ④ 年度途中も随時申込を受け付けますが、定員に達した場合は入園が可能な状況になるまで入園保留（待機）となります。その後、入園可能な状況になり次第、ご連絡のうえ入園許可通知をお送りします。新年度の当初申込期間以外に申し込む場合、入園書類等は不備がない状態で入園希望月の前月の 15 日までに提出してください。15 日を過ぎますと、入園審査に間に合わないため、希望月からの入園はできません。
- ⑤ 入園申請を取下げの場合や入園許可決定後に辞退される場合は、必ず入園希望月前に取下げ



届を提出してください。入園後に届け出た場合、保育料等の費用が発生します。

● **開園日時**

授業のある日	授業終了後～19 時
授業のない日（長期休業中など）	8 時～19 時
土曜日（太田学童保育園に集約して保育） ※ 1 支援(40 名)を開園します。定員を超えて申込があった場合は低学年を優先して調整させていただきます。	8 時～19 時
学校創立記念日	8 時～19 時
行事等が休日に実施された場合の振替日	8 時～19 時

● **休園日**

日曜日、祝日
盆休み（8 月 13 日から 8 月 15 日まで）、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで）
太子町に気象警報が発表された場合（登校日：午前 7 時時点 長期休業中：午前 6 時 30 分時点）
太子町長が特別の理由があると認めたとき（臨時休園）

● **保育料等の費用**

こどもえがお課管理		
保育料（7 月及び 8 月以外の月）		1 人月額 9,000 円（傷害保険料含む）
保育料（7 月及び 8 月）		1 人月額 10,000 円（傷害保険料含む）
減 免	生活保護世帯、準要保護世帯	全額免除
	母子家庭等医療費受給者証の交付を受けている人	半額免除
	兄弟姉妹で入園するとき	2 人目から半額免除
支払方法		
毎月 15 日の当月払い（口座振替または納付書払い）		

・ **保育料の日割り計算はありません。**

・ 長期休業中のみの利用でお申し込みの場合は、利用月の初日からご利用いただけます。

・ きょうだい減免以外の減免を受けるには毎年度申請が必要です。

・ 新規入園などで保育料の引き落とし口座が未登録の人は取扱金融機関（**兵庫西農協、みなと銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫**）で手続きをお願いします。口座振替依頼書の様式は、こどもえがお課、取扱金融機関に置いています。

また、前年度から引き続き入園で、納入義務者や引き落とし口座に変更がある場合は手続きをお願いします。

・ 保育料の減免は、次ページの各種手続きに伴う提出書類を参考に申請してください。

委託業者管理	
おやつ代・教材費	1 人月額 1,500 円
支払方法	
利用月の翌月末払い(口座振替※委託業者から別途案内)	

・ **おやつ代の日割り計算はありません。**

・ 土曜保育のおやつは各自で準備し、お持ちください。

●各種手続きに伴う提出書類（学童保育園の手続き一覧）

手続き内容	必要書類	提出期限	書類設置場所 及び提出場所	注意事項
休園するとき	休園届	休園する月の <u>前月 25 日</u> まで	学童保育園 こどもえがお課	・手続きをしていない場合、登園していても保育料を納めていただくことになります。必ず期限内に提出をお願いします。（提出期限を過ぎた場合、保育料の還付はできません。） ・休園は年 3 回（3 か月）まで届出が可能です。その後退園していただくことになります。（退園届の提出が必要です。）
退園するとき	退園届	退園する月の <u>前月 25 日</u> まで		
申請内容に変更があったとき	変更届	速やかに ※利用月の変更は <u>前月 25 日</u> まで		
減免を受けたいとき	減免申請書	随時受付	こどもえがお課	添付書類 「母子家庭等医療費受給者証」の写し 「就学援助認定通知書」の写し（入園年度分）
年度途中に入園手続きをするとき	入園申請書兼保育児童台帳 誓約書 就労証明書等	希望月の 前月 15 日まで	こどもえがお課	・希望の学童保育園が定員に達している場合は入園保留（待機）となります。（早めの提出をお願いします。）
※上記手続きについて、令和 8 年 4 月 1 日以降は委託となるため、書類の提出場所が学童保育園になります。				
口座の登録・変更するとき	口座振替依頼書	随時受付	取扱金融機関 こどもえがお課	取扱金融機関 兵庫西農協、みなと銀行、姫路信用金庫 播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫（支店は問いません。）

● 保育内容

【放課後学童保育（学校登校日）】

	放課後の生活（季節や天候などにより変わることがあります。）
登園	「ただいま」と挨拶を交わし子どもの様子の確認、所持品の片付け
手洗い等	基本的生活習慣の徹底
15：00 おやつ	当番活動（テーブルを拭く、進行をする、清掃など） 食育（「いただきます」「ごちそうさまでした」皆で一緒に食べる）
学習	学習（宿題）（終わったら本を読むなど静かに待つ） ※各学童保育園では、タブレットの使用はできません。
好きな遊び （自発的な活動） 室内遊び 戸外遊び	目的をもって遊ぶ（遊びを通して友達とかかわりをもつ） ゲーム、ブロック、お絵かき、将棋、カード遊び（UNO、トランプなど）おもちゃを使ってごっこ遊びをする、製作、折り紙、漫画を見る、DVDを観るなど。 小学校の運動場の固定遊具で遊んだり、集団遊びをしたりする。
降園	保護者と一緒に挨拶を交わす（子どもの様子を保護者に伝える。）

【長期休業中・学校臨時休業中】

	1日の生活（季節や天候などにより変更する場合があります）
登園 朝の会・学習	「おはようございます」と挨拶を交わし、子どもの体調確認、保護者と連絡事項の確認、所持品の片付け（タブレットの使用はできません。）
好きな遊び （自発的な活動） 室内遊び 戸外遊び	目的をもって遊ぶ（遊びを通して友達とかかわりをもつ） 遊具で遊ぶ ゲーム、ブロック、お絵かき、将棋、カード遊び（UNO、トランプ など）おもちゃを使ってごっこ遊びをする、製作、折り紙、漫画を見るなど。 運動 小学校の運動場の固定遊具で遊んだり、集団遊びをしたりする。
12：00 昼食	食育（「いただきます」「ごちそうさまでした」皆で一緒にお弁当を食べる）
昼食後はゆったりと過ごしたり、DVDを観たりする	
15：00 以降は放課後学童保育時と同じ	
※戸外遊びについては各学童でその日の状況に応じて行います。	

● 学童保育園所在地

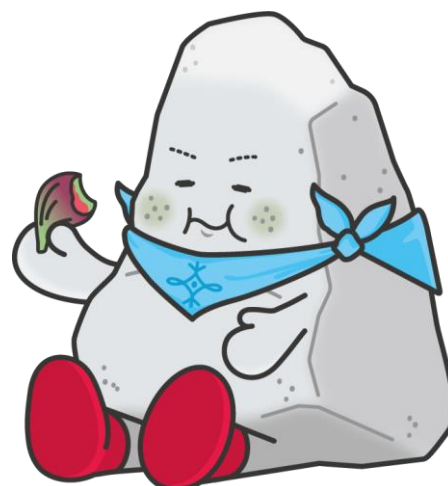
学童保育園名	利用定員	住 所	電話番号
龍田学童保育園	35人	佐用岡 436 番地	079-276-8510
斑鳩学童保育園	125人	鶯 713 番地	079-276-0499
太田学童保育園	220人	東出 125 番地 1	079-276-3045
石海学童保育園	190人	福地 477 番地 3	079-276-4212

● お問い合わせ先

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶯 280 番地 1
太子町教育委員会こどもえがお課（行政棟 2 階）
Tel：079-277-1019（直通） FAX：079-277-2201

● 令和 8 年 4 月 1 日以降のお問い合わせ先

（株）明日葉（委託予定業者）
※住所・電話番号等は後日お知らせします。
もしくは、各学童保育園へお問い合わせください。





太子町学童保育園でのきまり



1 学童保育園での生活について

- (1) 家庭に代わる生活の場となるよう遊びを中心とした保育を行います。集団生活となりますので各学童での約束などを守れるよう指導します。家庭においてもご指導をお願いします。
- (2) 習慣付けのため宿題をする時間を設けますが、宿題の見直しや本読みなどはご家庭でお願いします。
- (3) 宿題をするよう声掛けをしますが、学習指導はできませんのでご了承ください。また、各学童保育園では、タブレットの使用はできません。
- (4) 学校休業日等で給食のない日はお弁当、お茶を持たせてください。



2 通園について

- (1) 送迎は、必ず開園時間内をお願いします。
- (2) お迎えは入園申請書に記載されている人が行ってください。普段と異なる人が、お迎えに来られる場合は、事前にお知らせください。
※支援員は、授業のある日は午後1時から、長期休業中は午前8時から勤務しています。
※未成年の送迎、児童のみでの帰宅は安全上認めておりません。
※事前にお聞きしている送迎時間を超えても連絡がない場合は、支援員からお電話する場合があります。
- (3) 欠席又は学校を早退する場合は、保護者が必ず支援員へ連絡してください。学校からの欠席連絡はありません。※児童の申し出による欠席は児童の安全確保の点からお受けできません。

3 緊急時の対応について

- (1) 登校日午前7時現在で太子町に警報が発表されている場合は、学童保育園は終日休園となります。
- (2) 登校中、授業中「警報」が発表され、午後0時30分の時点で解除されなかった場合は、学童保育園は終日休園となります。
- (3) 登校中、授業中太子町に気象警報が発表されたが、午後0時30分までに解除され、学校が一斉下校・保護者引き渡しとなった場合は、午後1時が学童保育園の開園のため午後1時までは学校で待機、午後1時からは学童で通常保育となります。
- (4) 行事の振替休業日及び長期休業中で一日保育となる場合、午前6時30分に気象警報が発表されている場合は終日休園となりますので、気象情報にご注意願います。
- (5) 緊急時に対応できるように連絡先を明らかにしておいてください。勤務先等の連絡先が変更になった場合は、必ず「変更届」を提出してください。
- (6) **警報が発表された場合などの緊急連絡は、一斉メールにてお知らせしますので別途案内に沿ってご登録をお願いします。**(緊急を要する場合は支援員からお電話することがあります。)
- (7) 感染症(新型コロナ・インフルエンザ等)になった場合は、医師の許可がでるまで学童保育園に登園できません。
- (8) 感染症(新型コロナ・インフルエンザ等)により、学級・学年閉鎖したクラスの児童は、閉鎖期間中は登園できません。
- (9) 感染症による学級・学年・学校閉鎖に備え、お迎えなどについて太子町ファミリー・サポート・センター(太子町社会福祉協議会内：079-276-4111)の活用を検討ください。

4 病気やケガ、事故について

- (1) 持病のあるお子さんは、事前にお知らせください。
- (2) 保育中にケガが発生した場合、スポーツ安全保険の範囲内で対応します。
- (3) ケガや事故のないように努めますが、思わぬケガや事故が起きることがあります。その時の状態により医師の処置を依頼する場合がありますのでご了承ください。
- (4) 原則として 37 度 5 分を超える熱がある場合は、病児として扱いお迎えを要請します。
(支援員に従ってください)

5 届出書類（記載事項変更・退園・再入園・取下げ）

- (1) 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出ください。
- (2) 月途中の退園でも保育料は還付できません。
- (3) 年度内に再入園を希望する場合は、入園申請書等必要書類をご提出ください。
- (4) 申請を取下げの場合は、必ず「取下げ届」を提出してください。
- (5) 期日（前月 25 日）までに休園等届出がない場合は、翌月以降も在籍とみなし、月々の保育料が徴収されますのでご注意ください。



6 入園決定の取消

※次の場合、入園決定を取消することがあります。

- (1) 入園申請書、就労証明書等に偽りがあった場合
- (2) 家庭での保育が可能になった場合
- (3) 正当な理由なく保育料等を滞納した場合
- (4) 他の児童、支援員に危害を加えるなど集団生活が困難になる場合
- (5) 施設、備品等の破壊を行うなど、学童保育園の管理運営に支障を及ぼす場合
- (6) 太子町学童保育園誓約書（重要事項確認書）に同意いただけない場合

※学童保育園は留守家庭児童を対象とした事業です。土曜日等保護者が在宅のときは、ご家庭でお子様との時間を大切にお過ごしください。

7 その他

- (1) スポーツ少年団への送迎は行っていません。スポーツ少年団に参加する場合は監督等のお迎えが必要です。（お迎えのある場合は、あらかじめ支援員にその旨を連絡してください。なお、スポーツ少年団の練習終了後、学童保育園に戻ることはできませんが、次の場合は保護者からの連絡によってスポーツ少年団の監督等の同行により学童保育園に戻ることができます。）
 - ・長期休業中の練習終了後
 - ・平日の練習が悪天候等により、予定時間よりも早く終了する場合
- (2) アレルギー、癖、その他注意してほしいこと等、保育に参考になることは必ず入園申請書に記入してください。
- (3) 出産予定のある方は必ず出産予定日、産休、育休期間の分かる書類等を提出ください。産休・育休期間は、特別な事情がない限り、学童保育園の利用はできませんのでご注意ください。
- (4) 施設・器具等の破壊、又は損傷した場合は、損害を弁償していただくことになります。
- (5) おもちゃやゲーム機など必要のないもの、紛失して困るものは園に持ち込まないでください。
- (6) 土曜保育利用者は、お弁当・水筒・おやつ(1 回分)を各家庭で用意してお持ちください。